

明石市の更生支援に関する取組報告

平成29年3月

明 石 市

平成28年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

刑務所出所者における認知症者の追跡調査と福祉的支援等の課題解決に向けた司法と福祉の試行事業

本報告書は、平成28年度厚生労働省老人保健健康増進等事業補助金に基づき、社会福祉法人南高愛隣会が実施する「刑務所出所者における認知症者の追跡調査と福祉的支援等の課題解決に向けた司法と福祉の試行事業」において作成されたものです。

目 次

第1	はじめに	1
1	明石市の概況	1
(1)	明石市全体の概況	1
(2)	更生支援における明石市の特徴	1
2	更生支援に関する全国の状況	2
(1)	支援を要する刑務所出所者の状況	2
(2)	国の施策	2
(3)	被疑者・被告人に対する支援	3
(4)	更生支援における基礎自治体の役割	3
第2	明石市の更生支援に関する取組の内容	4
1	趣旨	4
2	つなぐ～明石市更生支援ネットワーク会議	4
3	ささえる～更生支援コーディネートモデル事業	7
(1)	概要	7
(2)	支援の対象	7
4	ひろげる～あかし更生保護フェアの開催	9
第3	更生支援コーディネート事業の実績（平成28年度）	11
1	相談件数	11
2	相談者	11
3	事件種別	11
4	対応	11
5	障害等の内容	11
第4	課題	12
1	実施責任の決定方法	12
2	身体拘束下でのアセスメントの困難性	12
3	支援ニーズと介護保険法（総合支援法）によるサービス内容の齟齬	12
4	個人情報の取扱い	12
5	地域への啓発	13
	明石市更生支援ネットワーク会議構成団体プロフィール	14

第1 はじめに

1 明石市の概況

(1) 明石市全体の概況

- ① 総人口：29万4,186人（平成29年2月11日）
- ② 障害者人口：1万6,582人（平成28年3月31日）
 - 身体障害児・者：1万1,962人（身体障害者手帳取得者）
 - 知的障害児・者：2,420人（療育手帳取得者）
 - 精神障害児・者：2,200人（精神障害者保健福祉手帳取得者）
- ③ 高齢者人口（65歳以上）：7万6,206人（平成29年2月1日）
 - 高齢化率 25.90%（平成29年2月1日）

(2) 更生支援における明石市の特徴

明石市は、市内および隣接市内に合わせて3つの刑務所（神戸刑務所・加古川刑務所・播磨社会復帰促進センター）が存在する。また、検察庁、裁判所支部も市内に存在しており、地理的な理由から、刑事裁判や刑務所実務と比較的密に関わる基礎自治体である。



「広報あかし」平成28年9月15日号より

が存在する。また、検察庁、裁判所支部も市内に存在しており、地理的な理由から、刑事裁判や刑務所実務と比較的密に関わる基礎自治体である。このため、福祉関係各課では、これまでもそれぞれ刑務所及び神戸保護観察所等からのご相談に対応してきたところである。

さらに、明石市では、

「明石市障害者に対する

配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例（通称「障害者配慮条例」）」を平成28年4月1日から施行し、障害のある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現に向けた施策が始まっている。

このように、明石市では、罪を犯した知的障害者（その疑いも含む）、認知症高齢者（以下、「触法障害者等」という。）である市民に対しても、ご本人が地域社会で孤立することなくその人らしい生活を送れるよう支援することが、地理的にも施策的にも求められている。このため、平成28年度より、触法障害者等の更生支援に取り組むこととなった。

2 更生支援に関する全国状況

(1) 支援を要する刑務所出所者の状況

近年、知的障害が疑われるとされるIQ69以下の受刑者の割合が2割程度と相当数に上ることが指摘されており、こうした受刑者たちに対して円滑な社会復帰のための取組の必要性が認識されてきた。さらに、知的障害者だけではなく、65歳以上の高齢受刑者が増加し、とりわけ高齢の女性受刑者の増加が激しく、罪名も窃盗罪が8割を占めており際立って高い、といった点も統計上明らかになってきた¹。これらの結果から、触法障害者等の再犯傾向が高いことが認められるところである。

触法障害者等が再犯に至る大きな原因として考えられているのが、年齢や障害により生活が困難な状況にありながら、帰住先の福祉的支援とつながることがないままに出所を余儀なくされているという点である。その結果、社会復帰後も孤立を深めて再犯に及んでいることが強く懸念されるところである。

(2) 国の施策

このような問題意識から、厚生労働省は、平成21年度より、都道府県の圏域ごとに地域生活定着支援センターを設置し、出所後の福祉的支援を必要とする受刑者の生活環境調整(特別調整)にあたることとなった。出所予定者のうち、支援が必要と思われる6つの要件をいずれも満たす者に対し、地域生活定着支援センターが中心となって、当該受刑者の出所時に適切な医療・介護等の福祉サービスにつなげる事業が行われるようになった。

また、法務省も、特別調整の要件に該当しない受刑者についても、支援の必要性が認められる者について社会復帰する際の福祉的な環境調整を行うため、刑務所や更生保護施設内に社会福祉士を配置する取組を進めている。

そして、こうした受刑者の再犯防止に関する取組をさらに推し進めるための法的根拠として、平成28年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立した。同法には、再犯の防止に向けて国が推進すべき施策の方針が定められているほか、地方公共団体においても、再犯防止計画の策定を努力目標として求めるなど、その責務について定められている。今後は同法に基づき、国と地方が連携して、刑務所出所者等の再犯防止を推進することが期待される。

¹ 平成28年9月24日あかし更生保護フェア法務省矯正局ご提供資料より。

(3) 被疑者・被告人に対する支援

他方、前述と同様の問題意識は、刑事弁護の現場からもあげられるようになった。刑事手続の被疑者・被告人の中にも相当な割合で知的障害のある者、認知症が疑われる者が存在することが指摘されている。こうした被疑者・被告人の中には、支援の必要性に気付かれないまま、地域で孤立している者も少なくないことから、刑務所に服役させるのではなく、必要な福祉サービスを調整する、という、一般に「入口支援」と呼ばれる弁護活動が広がっている。兵庫県を含む全国の弁護士会で、弁護士が社会福祉士や都道府県地域生活定着支援センターと連携し、被疑者等の帰住先の地域と連絡しながら、必要な福祉サービスを調整する活動が試行されはじめているところである²。

(4) 更生支援における基礎自治体の役割

触法障害者等に対する支援の必要性が認識され、さまざまな機関から支援のアプローチが取られようとしている。しかし、いまだこのような取組は一般的とは言えない。触法障害者等が犯罪に至った背景事情は、障害特性や家庭環境、それまでの成育歴などが複雑に絡み合っていることが多い。このため、課題の一つひとつに対応するためには、多機関の連携と調整が必須である。触法障害者等を適切な福祉サービスを提供するためには、介護保険法、障害者総合支援法、生活保護法などに基づくサービスの支給決定権限を持ち、最も住民のことを知る基礎自治体の調整能力が求められるところである。

² 日本弁護士連合会「自由と正義」2017年1月号特集記事参照。

第2 明石市の更生支援に関する取組の内容

1 趣 旨

高齢や障害により支援を要する住民に対し、適切な福祉サービスを提供することは、基礎自治体の一般的な責務である。しかしながら、罪を犯したという事情により、いったん社会との関係が途絶されることなどにより、一層支援体制の構築は困難となる。

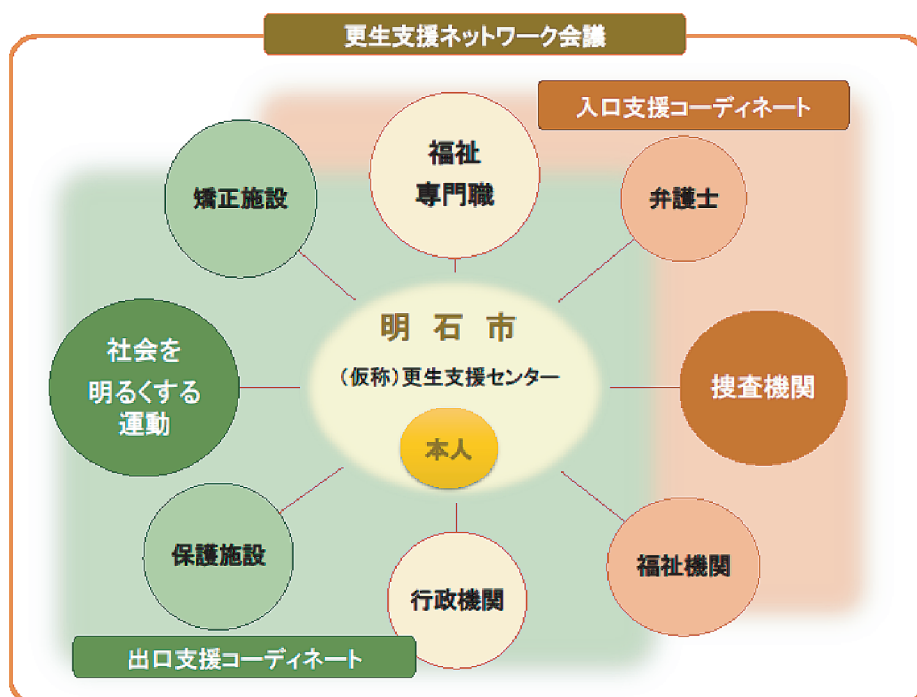
そこで、明石市では、こうした困難を克服し、罪を犯した障害のある人、高齢者を適切な支援につなぐことによって再犯を防止するために、

- ① つなぐ（関係機関によるネットワークの構築）
- ② ささえる（対象者に対する多機関による継続的支援のコーディネート）
- ③ ひろげる（市民への理解促進）

の3つを柱とした、更生支援に関する取組を行うこととした。以下、平成28年度から試行的に実施している各施策について紹介する。

2 つなぐ～明石市更生支援ネットワーク会議

更生支援に必要とされる福祉的支援には、生活保護の支給や介護保険、障害福祉サービスの支給などがあげられるが、どれも最終的に支給決定を行うのは市町村である。そこで、明石市では、市が中心となって更生支援に関わる26の団体と、情報交換を行うため「明石市更生支援ネットワーク会議」を立ち上げた。



《明石市更生支援ネットワーク会議の構成団体》

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ○神戸地方検察庁(明石支部) | ○兵庫県明石警察署 |
| ○兵庫県弁護士会 | ○法テラス兵庫 |
| ○神戸刑務所 | ○加古川刑務所 |
| ○播磨社会復帰促進センター | ○神戸保護観察所 |
| ○更生保護法人神戸学而園 | ○兵庫県社会福祉士会 |
| ○兵庫県精神保健福祉士協会 | ○兵庫県臨床心理士会 |
| ○明石地区手をつなぐ育成会 | ○NPO法人明石ともしび会 |
| ○明石市保護司会 | ○明石地区更生保護女性会 |
| ○明石市民生児童委員協議会 | ○明石市連合まちづくり協議会 |
| ○明石市連合PTA | ○明石市基幹相談支援センター「ほっと」 |
| ○明石市社会福祉協議会地域包括支援センター | |
| ○兵庫県地域生活定着支援センター | |
| ○兵庫県障害福祉課 | |

〔オブザーバー〕

- 神戸地方裁判所(明石支部)

〔事務局〕

- | | |
|----------------|-------------|
| ○明石市(福祉部福祉総務課) | ○明石市社会福祉協議会 |
|----------------|-------------|

平成28年7月1日に第1回会議を開催し、各構成団体から、団体の活動内容や更生支援とのかかわりについてそれぞれ紹介があった。罪を犯した人の支援に関係する機関は多数あるものの、相互にどのような活動をしているのかについては知られていない部分が多いものと思われた。

今後は、年1～2回程度の開催をめざし、さまざまな立場で罪を犯した人の支援に関わる委員からのご意見を参考に、明石市の更生支援に関する施策を展開していくことを予定している。

第1回更生支援ネットワーク会議の様子

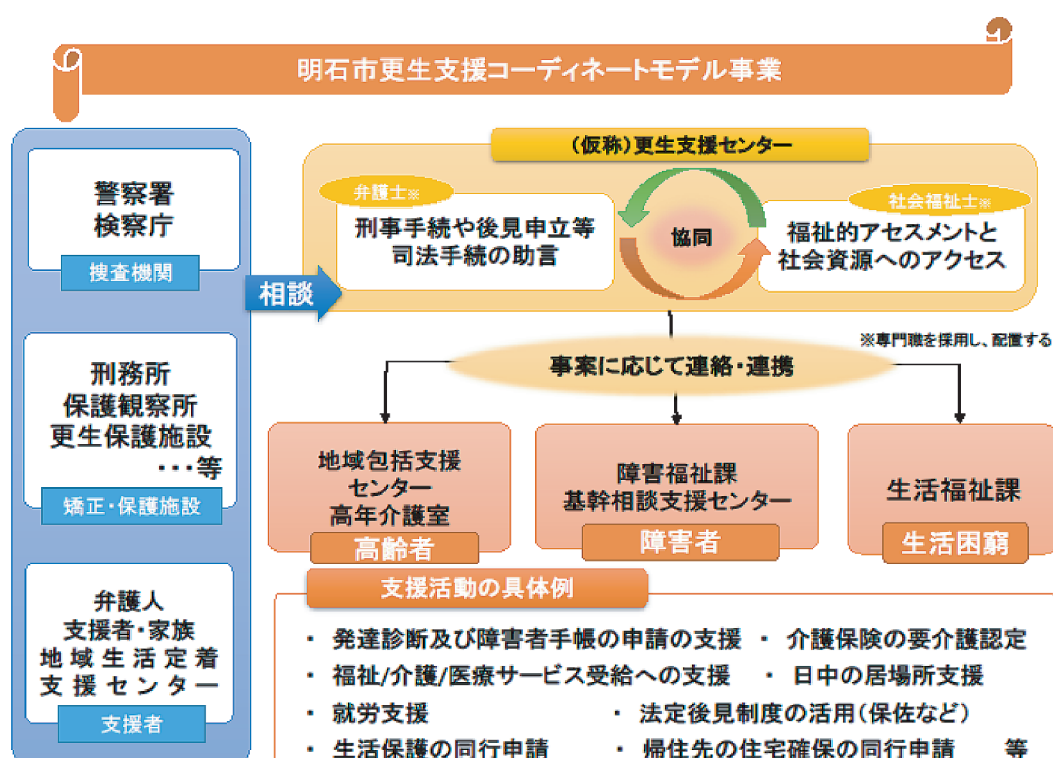


3 ささえる～更生支援コーディネートモデル事業

(1) 概要

個別的な支援の相談については、弁護士職員と社会福祉士が対象者と事前に面談し、明石市で生活する上で必要なアセスメント(情報収集)とアセスメントに基づく支援のコーディネート(調整)を行う「更生支援コーディネートモデル事業」に取り組むこととした。

被疑者・被告人段階の者を支援する、いわゆる「入口支援」については、被疑者・被告人と深くかかわる神戸地方検察庁明石支部と明石警察との間で協議を行い、支援が必要な被疑者が発見された際には連携して支援していくことを確認している。



(2) 支援の対象

《事業の対象となる者》

- 対象となる者：
知的障害が疑われる者または判断能力の低下がうかがわれる高齢者
(おおむね65歳以上)
- 対象罪名：窃盗罪(万引き)などの比較的軽微な犯罪
- 在宅(不拘束)であるか、逮捕・勾留(身体拘束)を伴うかを問わない。
- 帰住先が明石市となる者、または、明石市が入所措置等を行い施設入所する者。

《神戸地方検察庁明石支部にご協力いただく内容》

取調べ等を通じ、対象となる者の要件に該当し、支援が必要と思われる被疑者を発見した際に、更生支援コーディネートモデル事業担当者(弁護士職員)に連絡する。

《兵庫県警明石警察署にご協力いただく内容》

対象となる者：知的障害者(療育手帳所持)及び認知症の疑いのある高齢者

対象となる犯罪：窃盗罪(被害額僅少の万引き)

上記の条件に該当する者につき、微罪処分等で帰宅させる際に迎えに来た身元引受人等に更生支援コーディネートモデル事業による支援のチラシ(下記のチラシ参照)を配布する。



お気軽にご相談ください!

明石市(仮称)更生支援コーディネート事業

明石市更生支援コーディネート事業では、万引きなどの比較的軽い犯罪を繰り返す明石市在住の認知症高齢者や知的に障害のある方を対象に、福祉や法律の専門家が無料でそういった方々のこれからの暮らしについて相談・支援する事業です。

ぜひ! 困ったことがあれば、何でも相談して下さい! 訪問相談も実施しています!!

例えば、こんなお手伝いをします。

- 生活保護申請のお手伝い
- 仕事探しのお手伝い
- 障害者手帳申請のお手伝い
- お金の管理のお手伝い
- 介護保険申請のお手伝い
- 住居探しのお手伝い

【お問い合わせ先】

明石市社会福祉協議会 高齢者・障害者総合相談窓口

TEL:078-924-9151 FAX:078-924-9134

4 ひろげる～あかし更生保護フェアの開催

触法障害者等は、いずれ地域へかえってくる。この時、彼らを迎える市民の側に理解がなければ、前述のような支援を行っても、彼らが落ち着いた生活を送ることは難しい。そこで、市民に対し、こうした施策の重要性への理解を促し、理解と支援の輪を広げるために、「あかし更生保護フェア」を開催した。

- 日時：平成28年9月24日(土)

10時～15時

(フォーラムは10時～12時)

- 場所：明石市生涯学習センター

(アスピア明石)

9階 子午線ホール(フォーラム)

1階 アトリウムコート(ミニ矯正展)

来場者数：フォーラム 約260名／アトリウムコートイベント 約600名

- フォーラムの内容

第1部 罪を犯した障害者・認知症高齢者に対する支援のいま

- 法 務 省 矯正局総務課更生支援室補佐官 小島まな美 氏
- 保護局観察課処遇企画官 押切 久遠 氏
- 厚生労働省 社会・援護局総務課課長補佐 田中健太郎 氏
- 明 石 市 福祉部障害者・高齢者支援担当課長 青木 志帆

第2部 更生支援クロストーク 「軽度知的障害者や高齢の生活困窮者の再犯防止」

- 法務省大臣官房官房審議官 名執 雅子 氏
- 社会福祉法人南高愛隣会前理事長 田島 良昭 氏
- 明 石 市 長 泉 房穂

あかし
更生保護フェア
～地域で取り組む再犯防止～

1階アトリウムコートでは、神戸刑務所『ミニ矯正展』や、更生保護に関する各団体のコーナーなどが開催されます！
(1階イベントは10:00～15:00)

2016年
日時 9月24日(土) 10:00-12:00 (9:30開場)
明石市生涯学習センター(アスピア明石)9階[子午線ホール]

罪を犯した障害者・認知症高齢者に対する支援のいま

第1部

☆法務省の取組み
矯正局 総務課 更生支援室 補佐官 小島 まな美 氏
保護局 観察課 処遇企画官 押切 久遠 氏

☆厚生労働省の取組み
社会援護局 総務課 課長補佐 田中 健太郎 氏

☆明石市の取組み
福祉部 障害者・高齢者支援担当課長 青木 志帆

更生支援クロストーク
「軽度知的障害者や高齢の生活困窮者の再犯防止」

第2部

名執 雅子 氏 (法務省 大臣官房 官房審議官)
田島 良昭 氏 (社会福祉法人南高愛隣会前理事長)
泉 房穂 (明石市長)

明石市福祉部福祉総務課(担当:菅野・青木)
TEL:078-918-5025 FAX:078-918-5106
Mail: hukushi@city.akashi.lg.jp

ご予約
お問い合わせ

あかし更生保護フェアの様子



第3 更生支援コーディネートモデル事業の実績(平成28年度)

更生支援コーディネートモデル事業構想の準備段階から、本報告書執筆時点までである平成28年1月4日～平成28年11月30日までの相談件数、支援件数等については以下のとおりである。

1 相談件数

総数：12件

2 相談者

検察庁	4件	基幹相談支援センター	1件
保護観察所	1件	弁護士	2件
市内障害者支援施設	2件	県地域生活定着支援センター	2件

3 事件種別

入口支援(本人が刑事手続中又は手続前)	9件
出口支援(本人が受刑中)	3件

4 対応

電話相談のみで終了	4件
何らかの対応をしたもの	8件

5 障害等の内容

障害(手帳なし)	1件	高齢	4件
障害(手帳あり)	5件	関係なし	2件

※「障害」の手帳の有無は、支援に入った時の状況を基準にしている。

※「関係なし」は、本人に「障害」をうかがわせる事情がなく、かつ65歳未満の者。

第4 課 題

1 実施責任の決定方法

特に留置施設、拘置所、刑務所等から釈放される際に帰住先が未定である場合に、明石市へ帰住することとなるべきとする根拠があいまいである。明石市において支援すべきものであるか否かを確定できるよう、可能な限り客観的な基準の策定や、実施責任決定手続の明確化などが求められる。

2 身体拘束下でのアセスメントの困難性

身体拘束下にある被疑者、被告人段階や、刑務所で服役中の場合、本人と面談する機会や状況が大きく制限される。また、服役中の刑務所が遠方(明石市周辺の3か所以外の刑務所)となる場合には、面談に向かう職員の負担が大きい。特別調整事案の場合は、刑務所所在都道府県の地域生活定着支援センターとの連携が可能となるが、それ以外の一般調整の場合、支援に関する連携を取るには要綱上の根拠もない。このため、十分な発達検査や本人面談によるアセスメントが困難となり、早期の支援の方針決定をすることが難しくなる。

3 支援ニーズと介護保険法(総合支援法)によるサービス内容の齟齬

65歳以上の病的窃盗の傾向がある窃盗犯の場合、認知症の症状を呈していないことが少なくない。また、ADLの低下も認められないため、介護保険サービスを受給する前提として必要となる要介護度が低く認定される傾向にある。特に要支援と認定された場合、施設入所も困難となるなど、利用できる福祉サービスの選択肢が極めて限定されてしまう。

日中活動支援として、障害福祉サービス(生活介護、就労支援など)において認知行動療法のアプローチをとることが有益であることもあるが、こうした支援のノウハウを持っている事業所は非常に少ない。触法障害者等の受入れや、その受入れに当たって必要な技術の習得、実施に誘導するような手当が望まれる。この他、触法障害者等の支援は、既存の介護保険又は障害福祉サービスでは把握しきれない非定型なニーズが多く、本人の障害特性や環境に応じて柔軟にサービスを利用できることが望まれる。

4 個人情報情報の取扱い

現在は、本人同意を前提としたうえで、法律上の守秘義務を負っている者(明石市職員、基幹相談支援センター相談員、地域包括支援センター相談員)のみが犯歴情報を共有している。しかし、犯歴情報は改正個人情報保護法の要配慮個人情報である他、各自治体の個人情報保護条例においても、一段と取扱いに慎重さが求められる場合がほとんどであろう。したがってその取扱いについては、共有範囲、共有方法、本人同意を得る方法

やタイミングなどにつき、さらにガイドライン化するなどの対策が望まれる。

5 地域への啓発

明石市では、平成28年度に「あかし更生保護フェア」を開催し、多数の市民の来場があり、一定の成果を収めた。罪を犯した障害のある人や認知症高齢者の問題は、昨今の認知症高齢者の自動車運転時の事故報道が増えていることなどとも相まって、地域福祉における重大な関心事である。「犯罪」という理由で忌避するのではなく、地域の共通課題として認識し、啓発する取組が必要となる。

明石市更生支援ネットワーク会議

構成団体プロフィール

1. 神戸地方検察庁明石支部
2. 兵庫県明石警察署
3. 兵庫県弁護士会
4. 法テラス兵庫（日本司法支援センター）
5. 神戸刑務所
6. 加古川刑務所
7. 播磨社会復帰促進センター
8. 神戸保護観察所
9. 更生保護法人神戸学而園（更生保護施設湊川寮）
10. 一般社団法人兵庫県社会福祉士会
11. 一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会
12. 兵庫県臨床心理士会
13. 明石地区手をつなぐ育成会
14. NPO法人明石ともしび会
15. 明石市保護司会
16. 明石地区更生保護女性会
17. 明石市民生児童委員協議会
18. 明石市連合まちづくり協議会
19. 明石市連合PTA
20. 明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター
21. 社会福祉法人明石市社会福祉協議会地域包括支援センター
22. 兵庫県地域生活定着支援センター「ウィズ」
23. 兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

※各団体の名称・所在地・代表者名・連絡先等は平成28年12月時点のものになります。

1. 神戸地方検察庁明石支部

◆所在地 〒673-0881

兵庫県明石市天文町2丁目2番21号

◆代表者名 支部長 永幡 無二雄

◆連絡先 TEL 078-915-1470 FAX 078-912-0040

◆団体の概要

検察庁は、国の機関で、法務省に属しています。

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。

検察庁には、検察官と検察官の仕事を補佐する検察事務官らが勤務しています。

当支部は、神戸市中央区にある神戸地方検察庁の支部の一つであり、明石市及び神戸市西区を管轄しています。

◆活動の概要

検察庁の主な業務は以下のとおりです。

- 犯罪と疑われる事件を捜査します。
- 刑事事件について裁判所に起訴するかどうか決めます。
- 起訴した事件について裁判で立証し適正な裁判を求めます。
- 裁判の執行を指揮監督します。
- 公益の代表者として法令に定められた事務を行います。

◆今後の展望

当支部は、明石市更生支援ネットワーク会議が設置されたことを活かして、関係機関との連携を強化し、罪を犯した人の再犯防止や更生に向けた取り組みを行っていきます。

2. 兵庫県明石警察署

◆所在地 〒673-0025
兵庫県明石市田町2丁目10-10

◆代表者名 明石警察署長 元川 義秀

◆連絡先 TEL 078-922-0110

◆活動の概要

特定の軽微な犯罪を犯した知的障害者や認知症高齢者に対する支援のあり方を考える「明石市更生支援ネットワーク会議」の活動の促進に協力するため、明石警察署において取扱った支援対象者やその家族に対して、支援相談窓口を案内するチラシを配布しています。

◆今後の展望

「明石市更生支援ネットワーク会議」の構成員として、関係機関・関係団体と連携を図って、良好な関係を保持し、「明石市更生支援ネットワーク会議」の活動に対して積極的に協力を行います。

3. 兵庫県弁護士会

◆所在地 〒650-0016

兵庫県神戸市中央区橘通1-4-3

◆代表者名 会長 米田 耕士

◆連絡先 TEL 078-341-8227 FAX 078-341-1779

E-MAIL: sasaki@hyogoben.or.jp (事務局 佐々木)

◆団体の概要

兵庫県の弁護士が所属する会。

一般の方に対する法的な対応だけでなく、高齢者・障害者に対する権利擁護支援活動を行っています。

◆活動の概要

当会の委員及び兵庫県地域生活定着支援センター、県の障害福祉課職員と共に触法障害者等に対する法的支援に対するプロジェクトチームを設置し、入口支援を中心に対応しています。また、県内の市町へ触法障害者等への支援状況に関するアンケート調査を実施し、県からの事業委託にて支援者に対する研修会を実施しています。

さらに、兵庫県警と協議し、当番弁護士で出動する際に適切に対応できるよう、事前に必要な情報を提供してもらうこととなりました。

また、出口支援における弁護士の活動費用について、弁護士会から支出する制度を構築しました。

◆今後の展望

裁判所及び検察庁との間で、入口支援のために必要な対応について協議し、国選弁護人へ事前に必要な情報が提供されるような制度の構築を図る予定にしています。

また、触法障害者の支援に理解のある弁護人が登載された名簿を作成し、国選弁護人も上記名簿から推薦するような制度を検討しています。

4. 法テラス兵庫(日本司法支援センター)

◆所在地 〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F

◆代表者名 法テラス兵庫 所長 林 晃史

◆連絡先 TEL 050-3383-5440 FAX 078-362-2698

E-MAIL: hyogo@houterasu.or.jp

◆団体の概要

法テラスは、綜合法律支援法(平成16年6月2日公布)に基づき、“全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現”という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立されました。

法テラスは「司法制度改革」の三本柱のひとつです。

正式名称は「日本司法支援センター」です。

◆活動の概要

綜合法律支援法に定められた5つの業務を中心に、公益性の高いサービスを行っています。

(情報提供業務)

お問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口を法テラス・サポートダイヤルや全国の法テラス地方事務所にて、無料でご案内しています。

(民事法律扶助業務)

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています。

ほかに(犯罪被害者支援業務)、(司法過疎対策業務)、(国選弁護等関連業務)があります。

◆今後の展望

平成28年5月27日に綜合法律支援法の一部を改正する法律が成立し、この法改正に伴い、認知機能が十分でない高齢者や障がい者の方、大規模災害被災者及び特定侵害行為(つきまとい等、児童虐待及び配偶者からの暴力)を現に受けている疑いがあると認められる方に対しては、資力を問わない法律相談が法テラスにおいて実施されることとなります。

5. 神戸刑務所

◆所在地 〒674-0061

兵庫県明石市大久保町森田120番地

◆代表者名 神戸刑務所長 熊谷 恵行

◆連絡先 TEL 078-936-0911 FAX 078-938-2034

◆団体の概要

当所は、(1)犯罪傾向の進んだ26歳以上の男性受刑者、(2)日本語をある程度理解し、風俗習慣が著しく相違しない外国人受刑者、(3)刑期が10年以上で、かつ犯罪傾向の進んでいる男性受刑者を主に収容する国の機関です。

受刑者の処遇は、「その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」と規定されています。刑務作業に加え、改善指導及び教科指導を行うことで、受刑者の改善更生を促しています。

◆活動の概要

刑務所を出所した後の円滑な社会復帰を期し、入所当初から親族等の引受け状況を調査し、好ましい帰住先の確保に努めています。更生保護施設や福祉施設等への帰住を調整する必要がある者も多くおりますので、引き受けていただくに当たっての情報共有や、受刑者との面接機会の確保など、刑務官・社会福祉士等が窓口となって日頃から連携を図っています。

地域の皆様に矯正施設や更生保護について知っていただく機会として、毎年10月頃には、所内の見学、刑務作業製品の販売、パネル展示等による広報イベント「ひょうご矯正展」を開催しています。

◆今後の展望

刑務所を出所した後、自力で生活を立て直し健全な社会生活を送ることが難しいと思われる者に対しては、必要に応じて、刑務所内で就労支援を行ったり、出所後に福祉的支援を受けられるよう調整を行ったりしてきました。今後もより良い形での運用を目指し、関係機関からの御意見に耳を傾けてまいります。

住居・就労先の確保や、地域の福祉サービス等を継続的に受けることについては、関係機関の御理解・御支援が欠かせませんので、更生支援ネットワーク会議を通じて、相互連携を図りたいと考えています。

6. 加古川刑務所

◆所在地 〒675-0061

兵庫県加古川市加古川町大野1530

◆代表者名 加古川刑務所長 橋本 洋子

◆連絡先 TEL 079-424-3441 FAX 079-429-2129

◆団体の概要

昭和23年5月に大阪刑務所所管加古川建築場として発足し、昭和24年6月に加古川刑務所として独立しました。犯罪傾向の進んでいない26歳以上の刑期10年未満の男子受刑者、交通事犯受刑者、女子受刑者の3区分を収容する、収容定員約1280名の施設です。平成19年からPFI事業を導入しており、官民協働体制で、国職員約240名、民間職員約120名が働いています。所長の下に、人事管理や予算等を所管する総務部、被収容者の日々の生活・作業・教育等を所管する処遇部、被収容者の医療を所管する医務課を設置しています。

◆活動の概要

刑務所は、主として懲役受刑者を収容し、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを目的として処遇を行っています。当所では、作業(木工・金属・洋裁等)や職業訓練を実施するとともに、薬物事犯等に対応した指導のほか高齢受刑者を対象にした指導なども行っています。また毎年11月に矯正展を開催し、刑務所作業製品の展示・販売、所内見学等を実施しています。

◆今後の展望

受刑者が出所した際の居場所(住居)と仕事を確保することが再犯防止には重要です。社会全体において高齢化、単身世帯の増加等が進む中で、当所においても福祉支援を必要とする受刑者が増加しています。再犯防止策は、国の重要な施策であり、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、今後、ますますの地域社会との連携強化が重要ですので、更生支援ネットワーク会議には、その一助を担っていただければ幸いです。

7. 播磨社会復帰促進センター

◆所在地 〒675-1297

兵庫県加古川市八幡町宗佐544

◆代表者名 センター長 定松 克明

◆連絡先 TEL 079-430-5503 FAX 079-430-5508

◆団体の概要

播磨社会復帰促進センターは、平成19年4月にPFI手法と構造改革特区制度を活用した官民協働の刑務所として兵庫県加古川市にできました。建物を国が整備し、施設運営の相当部分を民間事業主に委託する新しいタイプの刑務所です。民間のアイデアやノウハウを活用することで、受刑者の矯正指導や職業訓練を充実させ、社会復帰・社会定着を支援しています。また、大幅に民間委託が可能となったことから、地域雇用機会の拡大や地域社会資源の有効活用が見込まれ、地域社会に貢献し地域との共生を図りつつ運営しております。

◆活動の概要

受刑者処遇においては、個々の特性に応じた作業、再犯防止のための改善指導、円滑な社会復帰に向けた職業訓練等を行い、改善更生への意欲を喚起し、社会生活に適應する能力の育成を図っています。精神疾患・知的障害のある受刑者に対しては、アニマルセラピー等の改善指導や作業療法を取り入れつつ、農業園芸科や窯業科などの職業訓練を実施しています。また、コレワーク(矯正就労支援情報センター)、ハローワーク等の関係機関と連携して、就労支援の充実に力を入れています。

◆今後の展望

刑事施設としての収容の確保を堅持しながら、受刑者の再犯防止のための施策を実施していきます。そのために、改善指導、職業訓練、就労支援等の充実に努めていきます。

更生支援ネットワーク会議に期待することは、出所後に社会福祉サービスが必要な受刑者が明石に帰住する場合に、円滑に社会復帰ができるように御支援及び御協力をお願いします。

8. 神戸保護観察所

◆所在地 〒650-0016

兵庫県神戸市中央区橘通1丁目4-1 神戸法務総合庁舎2階

◆代表者名 所長 宇戸 午朗

◆連絡先 TEL 078-351-4015 FAX 078-366-2227

◆団体の概要

更生保護をつかさどる国の機関です。更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進することを目的とするものです。我が国の刑事司法制度において、警察、検察、裁判、矯正と並び、その最終段階を担うものであり、更生保護における処遇は、実社会の中で通常の社会生活を営ませながら行われることから、矯正における施設内処遇との対比で、社会内処遇と呼ばれています。

◆活動の概要

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のため、保護観察所では、特別調整を行っています。これは、厚生労働省の事業として各都道府県が設置する地域生活定着支援センターや矯正施設等と連携して、矯正施設出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるように、必要な調整を行うものです。また、矯正施設出所後、直ちに福祉サービス等を受けることが困難な者に対しては、国が指定した更生保護施設において、福祉サービス等の調整や、社会生活に適應するための指導が行われています。

◆今後の展望

福祉サービスや医療等の支援を必要とする高齢者・障害者等が適切にこれらの支援を受けることができるよう、地域の医療・保健・福祉機関等との連携に努め、保護観察や更生緊急保護の期間終了後を含めた“息の長い”支援を実現するネットワークの構築を目指します。

9. 更生保護法人 神戸学而園(更生保護施設 湊川寮)

◆所在地 〒652-0041

兵庫県神戸市兵庫区湊川町10丁目5番20号

◆代表者名 理事長 永井 駿一郎

◆連絡先 TEL 078-511-4611 FAX 078-511-4611

◆団体の概要

更生保護施設は、刑務所出所者や起訴猶予、執行猶予などの処分後、釈放された人のうち、保護者や帰住先のない人が保護を求めた場合、法務省の出先機関である保護観察所から委託を受けて保護しており、全国に103施設あります。法務大臣の認可施設で、施設運営費は、国からの委託費により賄っています。当園は、大正12年に当時の神戸刑務所長が、出所後帰住先のない釈放者がいることを憂えて、同所職員宿舎敷地内に設立したもので、現在の保護定員は成人男子17名です。

◆活動の概要

在寮者が、退寮後の安定した生活基盤を確保できるように支援しています。健康で就労が可能な人については、就職情報の提供、ハローワーク担当者、就労支援事業者機構への支援依頼、協力雇用主の紹介などの就労支援を行い、早期に適職に就き、自立資金を蓄えることができるように支援しています。高齢や心身に障害があり、就労による自立が難しい人には、福祉職員が支援し、医療や福祉のサービスを受けることができるように支援しています。

◆今後の展望

今後は退寮者への支援も求められています。退寮後、地域と関わりを持つことがうまくできず孤立しがちな人にとって、更生保護施設が、寂しいとき、困ったときに訪ねて行けるよりどころになればと思います。最近、保護観察所からの依頼で、金遣いの荒い人の通帳、印鑑を退寮後も預かった例や医療・福祉の相談に来た人に助言した例、仕事を求めてきた造園職人に施設敷地の植栽の剪定を依頼した例などがあります。

10. 一般社団法人 兵庫県社会福祉士会

◆所在地 〒651-0062

兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5F

◆代表者名 会長 岡本 和久

◆連絡先 TEL 078-265-1330 FAX 078-265-1340

E-MAIL: syadanhyogo@hacsw.or.jp

◆団体の概要

兵庫県社会福祉士会は、社団法人日本社会福祉士会の兵庫支部として、1993年7月に発足しました。2009年には一般社団法人格を取得するとともに、新たに更生支援委員会を立ち上げ、更生支援にかかわる活動を展開しています。

2013年7月には任意団体設立から20周年を迎えました。

本会では、研修、情報提供、学会活動等を実施し、社会福祉士の自己研鑽と資質の向上を目的とした活動を行っています。

◆活動の概要

下記の事業を行っています。

社会福祉に関する情報提供及び相談事業。権利擁護に関する相談事業。成年後見に関する事業。社会福祉士等の養成支援に関する事業。地域包括支援センターへの支援に関する事業。社会福祉従業者研修に関する事業。生活困窮者支援に関する事業。高齢者虐待・障害者虐待防止等に関する事業。児童虐待防止・子ども家庭支援に関する事業。福祉サービスの質の向上のための評価に関する事業。社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究事業。県・市町村の福祉計画への参画・提言。

◆今後の展望

更生支援にかかる研修及び啓発ならびに人材の育成を行っていきます。また、弁護士会や更生保護施設、地域定着支援センター等の専門機関と連携を強化し、知的障害者や高齢者等の再犯を防止するため入口支援や出口支援などの活動を展開していきます。更に、県や市町との行政機関とのネットワークを深め、福祉の観点から権利擁護や助言等を行うための体制を構築していきます。

11. 一般社団法人 兵庫県精神保健福祉士協会

◆所在地 〒650-0004

兵庫県神戸市中央区中山手通6丁目1-30 兵庫県社会福祉研修所内

◆代表者名 会長 美藤 早苗

◆連絡先 TEL 078-362-8920 FAX 078-362-8920

E-MAIL: office@hyogo-psw.org

◆団体の概要

1988年「兵庫PSWの会」として発足(前身は「こんわ会」)、その後法律の変遷と1997年国家資格としての「精神保健福祉士」ができたのに伴って会の名称が変わり、2014年4月には「一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会」となる。会の目的は「精神保健福祉士の資質の向上を図り、精神障害者の権利擁護と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、兵庫県民の精神保健福祉に寄与すること」です。

2015年3月現在：会員数：839名、会員の働く場所としては、精神科病院・地域の支援施設・行政・保護観察所・社会福祉協議会・精神科診療所等々多岐に渡ります。

◆活動の概要

会の目的に沿った研修(新人研修・地域ブロックでの研修・中堅者研修・講演・セミナーなど)を行っています。また、ニュース発行(年間5～6回)と本協会や地域の関係機関などからの精神保健福祉関連の情報や研修会などの案内をメールによる情報配信を行っています。また、兵庫県や兵庫県弁護士会との連携による、高齢者・障害者のための弁護士電話相談・自殺対策としての夜間法律相談・「兵庫県障害者差別解消相談センター」に専門相談員を派遣しています。その他関係職種と協力・連携し、ソーシャルワーカーデイなどの共同事業も行っています。

◆今後の展望

- 専門職能団体として、精神障害のある人たちの支援のため、倫理・知識・技術の更なる向上を目指し研修会などを充実させていきます。
- 精神障害のある人の権利擁護と福祉のため、他の関係機関や職種と連携を深め、よりよい支援体制を目指します。
- まだ十分といえない地域の支援体制の中ですが、病院(施設)から地域への流れを促進し、地域での支援体制の充実を目指し、行政への働きかけも含めてソーシャルアクションを推進していきます。

12. 兵庫県臨床心理士会

◆所在地 〒658-8501

兵庫県神戸市東灘区岡本8-9-1 甲南大学18号館

◆代表者名 会長 羽下 大信

◆連絡先 FAX 078-453-1922

E-MAIL: cps@hyogo.email.ne.jp

http://www.hyorinsin.gr.jp

◆団体の概要

近時、社会の大きな変化・変動にともない、不登校、引きこもり、過食や拒食、心身症、少年非行、児童虐待、育児不安など、「こころの健康」にかかわる問題がさまざまな形であらわれています。そうした時代において、「こころの専門家」としての臨床心理士への期待と要請がますます高まっています。

こうした社会的要請を背景として、本会は、平成5年5月、こころの健康にかかわる専門家である臨床心理士の職能団体として設立されました。兵庫県内に居住または勤務する臨床心理士によって構成され、現在の会員数は、約1,200名です。

◆活動の概要

本会は、会員のための研修会の開催、講演会などの一般向け啓発活動、臨床心理士の地位向上に関する事業、会員の相互扶助、日本臨床心理士会への協力など、さまざまな事業を行っています。

13. 明石地区手をつなぐ育成会

◆所在地 〒674-0051

兵庫県明石市大久保町大窪2752-1 「大地の家」内

◆代表者名 会長 四方 成之

◆連絡先 TEL 078-934-1212 FAX 078-934-8952

◆団体の概要

1957年に知的障害を持つ子供たちの親の集まりとして「明石地区手をつなぐ親の会」を発足しました。通園施設「木の根学園」（後に明石市に移管）、小規模作業所「貴和」「双葉」等を開所し障害を持つ子供たちの活動の場所づくりや個人の尊厳を守る運動等をすすめて「明石地区手をつなぐ育成会」と改称、また1997年には社会福祉法人「明桜会」を設立し各施設を移管しました。上部団体には各都道府県手をつなぐ育成会、全国手をつなぐ育成会連合会があり、知的障害者の権利擁護と政策提言を行っています。

◆活動の概要

発足以来行ってきた作業所や宿泊訓練ホーム等の運営事業は明桜会に移管し、主として関係機関との連絡・協議を密にし、理解や協力を深め知的障害者(児)の処遇改善と福祉の増進を図るとともに、会員相互の研修、親睦を行っています。

本部役員会、理事会、部会の開催、親子バス旅行、クリスマス会、支援学校高等部卒業生激励会、各種バザーへの参加や知的障害の理解を深めていただく疑似体験「まねっこ隊」を設立し広報活動を行っています。各種研修会や施設見学、手をつなぐ育成会全国大会、近畿大会、兵庫県福祉大会などへの参加もしています。

◆今後の展望

高齢化する親と共に障害者本人も高齢化していることや本人の意思が尊重されその地域で普通に生きることができるよう自助、公助、共助が進む社会の理解と支援を得ることができるよう運動を行っていきます。

また会員相互の抱える悩みや問題点を共に考え、ともに解決していくようコミュニケーションを深め他の障害を持つ方々とも協力をしていきます。

14. NPO法人 明石ともしび会

◆所在地 〒673-0871

兵庫県明石市大蔵八幡町7-11

◆代表者名 理事長 南部 和幸

◆連絡先 TEL 078-912-4433 FAX 078-912-4433

E-MAIL: akashi-tomoshibikai@arrow.ocn.ne.jp

◆団体の概要

精神障害者を持つ家族が兵庫県明石市に家族会を発足させたのは1988年(昭和63年)4月、明石で初めての家族会でした。心の病を理解するために学び、研修会等に参加しています。人に話せない悩みや苦しみを家族が集い、互いに語りあい励まし合い支えあっています。この家族会を母体にして、2008年(平成20年)7月に特定非営利活動法人(NPO法人)の認定を受け、NPO法人明石ともしび会が発足しました。現在、明石市内に就労継続支援B型事業所として、さくら工房・ふれあい作業所を、地域活動支援センターとしてコスモス共同作業所を運営しています。

◆活動の概要

《さくら工房》は利用者の方々が仲間と共に楽しく作業することを通して、社会復帰ができるよう目指しています。(喫茶SAKURAの運営／簡単な内職作業、外作業／地域イベントへの出店など)

《ふれあい作業所》は、利用者の方々の語らい・仲間づくりの場として、居心地良い空間作りを心がけています。(お菓子作り／簡単な内職作業、外作業)

《コスモス共同作業所》では心の病を持つ人たちが、日常生活の中でさまざまな活動を通して、社会的自立ができる事を願い、活動しています。(スポンジ袋詰め／封筒、チラシ折り／ゴム製品のバリ取りなど)

◆今後の展望

1. 利用者第一に考えた作業所の運営のため、専門職の採用、職員の資格取得等により充実した支援を目指します。
2. 福祉はチームプレイであり、利用者の話に先ずは耳を傾け、利用者の日常生活も含め、利用者の自立に向け、職員が一団となった支援を目指していきます。
3. 地域社会の各種団体と連携し、精神・知的障害福祉に関する要望を明石市へ申し出し、実現していきます。
4. 家族会活動と作業所活動は両輪であり、家族会への働きかけ、協調を大事にします。
5. 兵庫県精神福祉家族会連合会(兵家連)を通して県へ障害福祉改善を要望していきます。

15. 明石市保護司会

◆所在地 〒673-0037

兵庫県明石市貴崎1丁目5-13 総合福祉センター内

◆代表者名 会長 雲井 明善

◆連絡先 TEL 078-924-9105 FAX 078-924-9109

◆団体の概要

昭和24年犯罪者予防更生法の制定を見て、少年司法保護委員会・成人司法保護委員会が一本化され保護司会が誕生。昭和27年8月1日明石市保護司会発足。

現在は会長・副会長3名・総務部会長・犯罪予防部会長・協力組織部会長・広報部会長各1名・市内7地区の地区長7名・監事3名の役員構成がなされています。

年6回の三役会・理事会の開催、年数回の部会・地区会の開催を以て運営しています。

◆活動の概要

保護観察は、犯罪や非行をしてしまった人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事(遵守事項)を守るように指導します。必要に応じて生活上のアドバイスを行います。

環境調整は、少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後希望する帰住予定地・引受人の状況を確認します。

犯罪予防活動への参加として

7月「社会を明るくする運動」月間の街頭啓発、JR大久保橋上ギャラリー展示等。11月学校・地域各種団体との連携による「公開ケース研究会」。薬物乱用防止キャンペーン・学校との懇談・安全安心市民大会等への参加。年4回定例研修会を実施。自主研修・新任研修・各矯正施設への視察研修。

◆今後の展望

全てのボランティア活動団体においてそうであるように、保護司会も高齢化・定数割れという状況にあります。「保護司候補者検討協議会」を組織し、地域の方からの情報をいただいておりますが受けていただくのが難しい現況です。

保護観察の対象者は、保護司に対して一定の礼儀を以て接してくれます。

ネットワーク会議を通じて、世界最高水準のボランティア活動であると諸外国から評価される保護司活動がより多くの人に知ってもらえるよう期待します。

16. 明石地区更生保護女性会

◆所在地 〒674-0056

兵庫県明石市大久保町山手台1丁目16

◆代表者名 会長 朝永 和子

◆連絡先 TEL 078-936-5007 FAX 078-936-5007

◆団体の概要

明石地区在住の更生保護事業に対し関心、理解ある女性で構成しています。

女性の保護司、民生児童委員、地域でボランティア活動されている方々など7ブロック50名の幅広く更生保護の活動を担っている女性が会員です。

◆活動の概要

- 更生保護施設へのディナーサービス、歳末愛の持ち寄り運動
- 神戸刑務所矯正展協力
- 社会を明るくする運動啓発活動、啓発パネル展示
- 施設見学、会員研修会、地域交流会の開催

兵庫県更生保護女性連盟、明石市保護司会の行う更生保護事業に協力するとともに地域社会における青少年の犯罪非行の予防に貢献し、社会を明るくする運動、明石更生保護支援ネットワーク会議の一員として活動をしています。

◆今後の展望

更生保護の心を広め、次代を担う青少年の健全な育成に努め、高齢者の再犯にも誠心誠意寄り添う心の支援を大切にし、明るい社会づくりのため行動していきたいと思います。

女性の立場からの更生保護についての啓発、勉強会の開催、会員の増大、明石更生保護支援ネットワーク会議構成団体との連携、協力を図っていききたいと思います。

17. 明石市民生児童委員協議会

◆所在地 〒673-8686

兵庫県明石市中崎1丁目5-1 明石市福祉部福祉総務課内

◆代表者名 会長 山田 信彦

◆連絡先 TEL 078-918-5168 FAX 078-918-5106

E-MAIL: minjikyousei@city.akashi.lg.jp

◆団体の概要

民生委員法第24条に規定する任務を遂行し、委員相互の連携を図るとともに、地域福祉の増進に寄与することを目的としています。

市内の全民生委員児童委員(定数399名)で構成され、会長1名、副会長4名、会計1名、監事2名を役員としています。

◆活動の概要

○毎月地区会長会、13地区民生児童委員協議会の開催

○福祉事務所その他関係行政機関の業務への協力

- ・ひとり暮らし高齢者台帳、避難行動要支援者台帳、保健福祉台帳の訪問調査
- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ・敬老金贈呈事業
- ・共同募金等運動等

○民生・児童協力委員との連絡会開催と連携強化

○自治会・町内会等との連携

○児童福祉・高年福祉・障害福祉の各専門部会及び主任児童委員部会の開催

◆今後の展望

自治会・町内会や関係機関との連携を引き続き進め、高齢者や障害者等、誰もが住み慣れた地域で暮らすことのできる地域福祉の推進に努めます。

ネットワーク会議において情報共有が図られることで、より地域福祉への理解と協働による推進が図られると期待します。

18. 明石市連合まちづくり協議会

◆所在地 〒673-8686

兵庫県明石市中崎1丁目5-1 明石市コミュニティ推進部市民協働推進室内

◆代表者名 会長 小川 奉文

◆連絡先 TEL 078-918-5004 FAX 078-918-5131

◆団体の概要

本会は、概ね小学校区(28小学校)で構成する「校区まちづくり協議会」等の代表者及び評議員1名をもって構成しています。

従来は、自治会・町内会等の連合体「明石市連合自治協議会」として活動してきたところですが、平成28年度からは、地域社会の発展に寄与するとともに、校区まちづくり協議会相互の連携、情報共有及び明石市との協働を図ることを目的とした、「明石市連合まちづくり協議会」に移行し、より効果的な地域活動を行っていくこととしています。

◆活動の概要

- (1) 自治会・町内会新会長及び住民自治組織リーダーに対する研修会の開催
- (2) 他市町村及び県連合自治会との交流
- (3) 先進地視察研修及び他都市からの研修受け入れ
- (4) 関係する市民活動団体や市との協働によるまちづくりの推進(行政各種審議会等への参画)
- (5) 民生児童委員協議会など各種団体との連携
- (6) 自治会・町内会ガイドブック、加入促進マニュアル及び広報誌の発行など

◆今後の展望

本会は、構成する「小学校区まちづくり協議会」が、自治会・町内会のみならず、地区社協、スポーツクラブ21、PTA、子ども会、高年クラブ、民生児童委員を始め、地域で活動している多様なボランティア団体を含めて構成しており、また、更生保護にも携わっている「社会を明るくする運動」にも役員が推進委員として参画していることから、当ネットワーク会議がめざす更生支援を地域支援という体制で関わっていけるものと考えています。

この機会をもって、地域全体での取り組みのありかたを考えていく必要があるとみています。

19. 明石市連合PTA

◆所在地 〒673-8686

兵庫県明石市中崎1丁目5-1 明石市教育委員会青少年教育課内

◆代表者名 会長 井藤 圭順

◆連絡先 TEL 078-918-5057 FAX 078-918-5155

E-MAIL: seikyo@city.akashi.lg.jp

◆団体の概要

- ・明石市連合PTAは、明石市内の73の国公立中・小・幼のPTAをもって組織し、家庭・学校・地域社会における民主的な教育の実践を図ることを目的として設立されました。
- ・本会には、会長1名、副会長3名、正副議長2名、会計2名、監査2名、中・小・幼正副部長各2名、中・小・幼校園長代表4名、顧問2名の計22名の役員を置いています。

◆活動の概要

『育てよう！子どもの夢と生きる力』— 学校・家庭・地域社会が一体となつて—のスローガンのもと、学校・家庭・地域社会の教育の充実とともに、子ども達の健全な育成のため活動を行っています。

具体的には、PTA活動や人権教育に関する実践事例発表(PTCA実践発表会)、校種ごとの情報・意見交換会(中・小・幼部会各2回)、人権リーダー研修会(2回)の他、定期総会、役員会(7回程度)、会長会(3回程度)を行っています。

◆今後の展望

- ・社会情勢や家庭の価値観が変わり、親子の絆や地域関係が希薄化していることを踏まえ、人と人との絆を深め、学校・家庭と地域社会の連携を図りながら、子ども達の健全な育成のためのPTA活動を実践していきます。
- ・子どもの安全が脅かされ、いじめや虐待をはじめとした人権問題が深刻化するなど、子ども達を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭の教育力の向上に努め、地域全体で子どもを取り巻く環境の整備を図ることができるようPTA活動を進めていきます。

20. 明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター

◆所在地 〒673-0037

兵庫県明石市貴崎1丁目5-13

◆代表者名 センター長 橘田 浩

◆連絡先 TEL 078-924-9155 FAX 078-924-9134

E-MAIL: akashi-kan@alpha.ocn.ne.jp

◆団体の概要

明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターは、平成24年10月1日から明石市より委託を受けた相談支援機関で、障がいのある方(障害種別を問わず)が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするための総合相談窓口です。運営は、社会福祉法人明石市社会福祉協議会が行っています。

明石市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき昭和26年6月20日に設立(法人認可 昭和29年5月4日)された民間の団体です。「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」を基本理念に、地域の皆さまと共に地域福祉活動に取り組んでいます。

◆活動の概要

基幹相談支援センターでは、明石市内にお住まいの障がいをお持ちの方で支援を必要とする方、又はそのご家族及び関係者の方からの相談をお受けします。相談方法は、電話や来所、必要に応じて訪問によります(秘密厳守、相談無料)。また、明石市地域自立支援協議会の運営会議・専門部会事務局としての役割も担っています。

障害者虐待防止センターでは、障がいのある方への虐待に関する通報や届出の受理を行っています。また、障害者虐待の防止に関する広報。啓発を行っています。

◆今後の展望

現状では、他機関からの依頼によって、出口支援に関わることがあります。今後、検討会や学習会を積み重ね、少しずつマニュアル化していくことが必要と思われます。

入口支援については、更生支援ネットワークの中で、他機関と協力しながら、少しずつ実践を重ね、再犯を予防していく手立てを講じる必要があると考えています。

なお、平成30年度には、地域総合支援センターが開設されますが、当センターは地域総合支援センターの障害分野のバックアップ機関となります。

21. 社会福祉法人 明石市社会福祉協議会 地域包括支援センター

◆所在地 〒673-0037

兵庫県明石市貴崎1丁目5-13

◆代表者名 所長 八田 博志

◆連絡先 TEL 078-924-9113 FAX 078-925-2799

E-MAIL: gaapt107@actv.zaq.ne.jp

◆団体の概要

明石市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき昭和26年6月20日に設立(法人認可昭和29年5月4日)された民間の団体です。「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」を基本理念に、地域の皆さまと共に地域福祉活動に取り組んでいます。

住民主体の原則に基づき、執行機関である理事会や重要事項を議決する評議員会は、自治会・町内会等の住民主体組織の代表者、民生児童委員の代表者、社会福祉事業施設・団体、社会福祉奉仕団体等の代表者で構成されています。

◆活動の概要

高齢者の総合相談窓口として、次のような事業を行っています。

- ・要支援の認定を受けた方の予防プランの作成
- ・介護保険の申請代行や介護保険制度の相談
- ・保健・医療・福祉に関する相談
- ・権利擁護業務(高齢者虐待への対応)

また、認知症に関する窓口を設け、専用電話や窓口にて、早期の相談・適切な医療サービスや介護サービス等が利用できるよう、総合的な相談対応や関係機関との連携を行っています。

◆今後の展望

平成27年度の介護保険法の改正により、平成29年4月から、総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)を実施します。これにより、高齢者の社会参加を促進し、要支援・要介護に至らない元気な高齢者を増やすとともに、地域の支え合いの体制づくりを目指します。

また、平成29年4月に、医師会包括支援センターと当協議会地域包括支援センターが統合し、さらには、地域総合支援センターを開設し、「高齢者、児童、障害者を支えあう地域の構築に向けた福祉サービスの実現」を図ってまいります。

22. 兵庫県地域生活定着支援センター「ウィズ」

◆所在地 〒650-0013

兵庫県神戸市中央区花隈町28-14 兵庫県遺族会館内

◆代表者名 所長 森 喜久雄

◆連絡先 TEL 078-367-1560 FAX 078-367-1570

E-MAIL: hyogo-teichaku@flute.ocn.ne.jp

◆団体の概要

矯正施設等を退所する高齢者・障がい者で、帰るべき住まいや収入などがいない方々に対して、保護観察所、行政、福祉関係機関等と連携して必要なサービス等の利用につなげることにより、退所後に地域の中で自立した生活がおこなえるよう支援させていただく機関です。（厚生労働省による「地域生活定着促進事業」で、実施主体である兵庫県から「社会福祉法人みつみ福祉会」が事業受託しています。）

◆活動の概要

- 1 コーディネート業務（保護観察所から依頼された特別調整対象者に対する出所前の支援）
 - ・対象者との面談による福祉サービスのニーズ把握／援護の実施市町との相談・調整／出所後の生活環境（住まいや日中活動、治療回復施設や医療機関など）について帰住予定地との相談、連携による調整／福祉サービス利用のための各種申請事務手続き
- 2 フォローアップ業務（特別調整対象者が出所した後、必要に応じ一定期間を地域の支援者と協働する）
 - ・受入れ施設等への訪問による状況確認／受入れ施設等に対する助言や支援
- 3 相談支援業務（現に地域生活している対象者に関する相談に対応）
 - ・本人、家族、行政機関等の支援関係者からの相談に対する助言や協力
- 4 研修・啓発業務
 - ・罪に問われた障がい者、高齢者に関する支援関係者への研修や地域住民への啓発

◆今後の展望

- 支援対象者となる出所者の中には、虐待、ネグレクト等により、家庭環境、生育歴において問題があり、これまでいわゆる「生きづらさ」を抱えて生きていた人が多く、その中でやむを得ず窃盗等を行い受刑した人が多い。当センターは、罪に問われた高齢者・障がい者を地域で支える必要性を理解してもらうため、啓発にも力を入れたいと考えます。
- 現在、被疑者・被告人段階における支援いわゆる「入口支援」を、相談支援業務の一環で、兵庫県弁護士会、行政、福祉関係機関等と連携して実施しているが、今後、被疑者被告人、矯正施設入退所者を問わず、地域と協力しながらより早期かつ適切に対応していただけるよう業務を実施したいと考えます。

23. 兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

◆所在地 〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1

◆連絡先 TEL 078-341-7711(代表) FAX 078-362-3911

E-MAIL: shougaika@pref.hyogo.lg.jp

◆活動の概要

障害者福祉施策の総合的な推進を行っています。

特に、障害があり、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる方等に対して、円滑な福祉サービスの利用に向けたコーディネート業務等を保護観察所と協働して行う兵庫県地域生活定着支援センター(ウィズ)を運営しています(事業は社会福祉法人に委託して実施)。また、障害者の高齢化が進むなか、高齢障害者への切れ目のない支援を確保する観点から、障害特性に着目した理解促進のための研修会を開催しており、触法障害者への支援のあり方についてもその研修テーマとして取り上げています。

◆今後の展望

障害等が一因となって触法行為を行う障害者への支援は、「入口支援」から矯正施設退所後の「出口支援」まで、一貫性のある支援体制を構築することが大切です。

そのためには、その方の福祉ニーズの把握や法律家をはじめとする関係機関との緊密な連携など、地域に定着できる基盤づくりを目指すことが必要です。

県では地域における一連の取組みが確実に図れるよう、兵庫県弁護士会触法障害者の弁護・支援PTへの参画や地域定着が促進されるような研修会の開催など、今後とも引き続き取組みを進めていくこととしています。

明石市の更生支援に関する取組報告

平成29年3月発行

編集：明石市福祉部福祉総務課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL：078-918-5142（直通）

FAX：078-918-5133